

北栄町災害時における公共土木施設の対策業務等に関する基本協定

北栄町（以下「甲」という。）とアサヒコンサルタント 株式会社 倉吉支社（以下「乙」という。）とは、地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の対策業務等の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における町民の生命、身体及び財産の安全を確保するために必要な対策業務等について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

- （1）災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害で、北栄町災害対策本部が設置された場合
- （2）その他、前号と同程度の緊急性を有するものであって、人命及び住家に被害を及ぼし、又は日常生活に著しい支障を及ぼすおそれのあるものとして、甲が乙の協力が必要であると認めた場合

（対策工種）

第3条 この協定の対策工種は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条に規定する工種とする。

（対策業務の内容）

第4条 この協定により、甲が乙に協力を要請する対策業務等は次のとおりとする。

- （1）町道等の被災状況の調査
- （2）町道等の被害の応急対策及び災害復旧のための測量及び設計
- （3）その他、甲が災害復旧に必要と認める対策業務

（協力要請）

第5条 甲は、前条について、第2条に規定する対象災害が発生した時は、直ちに乙に対して、次の事項を明らかにした文書により乙に協力要請する。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- （1）対策業務等の内容
- （2）対策業務等を必要とする日時及び場所
- （3）対策業務等に必要な人員
- （4）現場担当職員の氏名
- （5）その他必要な事項

2 乙は、前項の協力要請があった時は、甲に協力するものとする。

（対策業務等の実施）

第6条 乙は、対策業務等の協力要請があったときは、直ちに調査を実施するものとする。

（経費の負担）

第7条 対策業務等に要する経費は、甲が負担するものとする。

- 2 経費の算出方法については、災害時における通常の実費用を基準として、甲乙協議して定め支払うものとする。

（契約の締結）

第8条 この協定を実施するために、甲は乙に第5条及び第6条に基づき要請及び調査並びに測量・設計を行った場合は、速やかに契約を締結するものとする。

（連絡体制の構築）

第9条 乙は、甲から対策業務等の出動の依頼を受けた場合には速やかに対応できるよう、連絡網等の連絡体制を整備・周知するとともに、連絡体制図を甲へ提出するものとする。ただし、変更があったときは、その都度、甲に提出するものとする。

（損害の負担）

第10条 この協定に伴い、甲、乙、いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。

- 2 この協定に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。

- 3 この協定に伴い、明らかに甲の責に帰する原因により第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

（効力）

第11条 この協定の有効期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までとする。

ただし、甲又は乙の一方から文書をもって、解除の申し出の提出がなされない限り延長して効力を有するものとする。

（その他）

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年 3月28日

甲 鳥取県東伯郡北栄町由良宿423番地1
北栄町長 松本 昭夫



乙 鳥取県倉吉市大塚94番地3
アサヒコンサルタント 株式会社
倉吉支社 支社長 木口 一由



北栄町災害時における公共土木施設の対策業務等に関する基本協定

北栄町（以下「甲」という。）と鵬技術コンサルタント 株式会社（以下「乙」という。）とは、地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の対策業務等の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における町民の生命、身体及び財産の安全を確保するために必要な対策業務等について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

- （1）災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害で、北栄町災害対策本部が設置された場合
- （2）その他、前号と同程度の緊急性を有するものであって、人命及び住家に被害を及ぼし、又は日常生活に著しい支障を及ぼすおそれのあるものとして、甲が乙の協力が必要であると認めた場合

（対策工種）

第3条 この協定の対策工種は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条に規定する工種とする。

（対策業務の内容）

第4条 この協定により、甲が乙に協力を要請する対策業務等は次のとおりとする。

- （1）町道等の被災状況の調査
- （2）町道等の被害の応急対策及び災害復旧のための測量及び設計
- （3）その他、甲が災害復旧に必要と認める対策業務

（協力要請）

第5条 甲は、前条について、第2条に規定する対象災害が発生した時は、直ちに乙に対して、次の事項を明らかにした文書により乙に協力要請する。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- （1）対策業務等の内容
- （2）対策業務等を必要とする日時及び場所
- （3）対策業務等に必要な人員
- （4）現場担当職員の氏名
- （5）その他必要な事項

2 乙は、前項の協力要請があった時は、甲に協力するものとする。

(対策業務等の実施)

第6条 乙は、対策業務等の協力要請があったときは、直ちに調査を実施するものとする。

(経費の負担)

第7条 対策業務等に要する経費は、甲が負担するものとする。

- 2 経費の算出方法については、災害時における通常の実費用を基準として、甲乙協議して定め支払うものとする。

(契約の締結)

第8条 この協定を実施するために、甲は乙に第5条及び第6条に基づき要請及び調査並びに測量・設計を行った場合は、速やかに契約を締結するものとする。

(連絡体制の構築)

第9条 乙は、甲から対策業務等の出動の依頼を受けた場合には速やかに対応できるよう、連絡網等の連絡体制を整備・周知するとともに、連絡体制図を甲へ提出するものとする。ただし、変更があったときは、その都度、甲に提出するものとする。

(損害の負担)

第10条 この協定に伴い、甲、乙、いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。

- 2 この協定に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。
- 3 この協定に伴い、明らかに甲の責に帰する原因により第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

(効力)

第11条 この協定の有効期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までとする。ただし、甲又は乙の一方から文書をもって、解除の申し出の提出がなされない限り延長して効力を有するものとする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

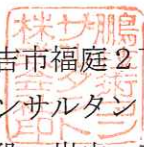
この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年 3月28日

甲 鳥取県東伯郡北栄町由良宿423番地1
北栄町長 松本 昭夫



乙 鳥取県倉吉市福庭2丁目160番地
鵬技術コンサルタント 株式会社
代表取締役 岩山 克己



北栄町災害時における公共土木施設の対策業務等に関する基本協定

北栄町（以下「甲」という。）とサンイン技術コンサルタント 株式会社 倉吉営業所（以下「乙」という。）とは、地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の対策業務等の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における町民の生命、身体及び財産の安全を確保するために必要な対策業務等について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

- （1）災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害で、北栄町災害対策本部が設置された場合
- （2）その他、前号と同程度の緊急性を有するものであって、人命及び住家に被害を及ぼし、又は日常生活に著しい支障を及ぼすおそれのあるものとして、甲が乙の協力が必要であると認めた場合

（対策工種）

第3条 この協定の対策工種は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条に規定する工種とする。

（対策業務の内容）

第4条 この協定により、甲が乙に協力を要請する対策業務等は次のとおりとする。

- （1）町道等の被災状況の調査
- （2）町道等の被害の応急対策及び災害復旧のための測量及び設計
- （3）その他、甲が災害復旧に必要と認める対策業務

（協力要請）

第5条 甲は、前条について、第2条に規定する対象災害が発生した時は、直ちに乙に対して、次の事項を明らかにした文書により乙に協力要請する。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- （1）対策業務等の内容
- （2）対策業務等を必要とする日時及び場所
- （3）対策業務等に必要な人員
- （4）現場担当職員の氏名
- （5）その他必要な事項

2 乙は、前項の協力要請があった時は、甲に協力するものとする。

(対策業務等の実施)

第6条 乙は、対策業務等の協力要請があったときは、直ちに調査を実施するものとする。

(経費の負担)

第7条 対策業務等に要する経費は、甲が負担するものとする。

- 2 経費の算出方法については、災害時における通常の実費用を基準として、甲乙協議して定め支払うものとする。

(契約の締結)

第8条 この協定を実施するために、甲は乙に第5条及び第6条に基づき要請及び調査並びに測量・設計を行った場合は、速やかに契約を締結するものとする。

(連絡体制の構築)

第9条 乙は、甲から対策業務等の出動の依頼を受けた場合には速やかに対応できるよう、連絡網等の連絡体制を整備・周知するとともに、連絡体制図を甲へ提出するものとする。ただし、変更があったときは、その都度、甲に提出するものとする。

(損害の負担)

第10条 この協定に伴い、甲、乙、いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。

- 2 この協定に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。
- 3 この協定に伴い、明らかに甲の責に帰する原因により第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

(効力)

第11条 この協定の有効期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までとする。
ただし、甲又は乙の一方から文書をもって、解除の申し出の提出がなされない限り延長して効力を有するものとする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

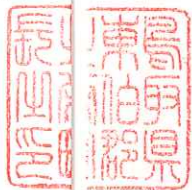
この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年 3月28日

甲 鳥取県東伯郡北栄町由良宿423番地1
北栄町長 松本 昭夫



乙 鳥取県倉吉市東巖城町361番地
サンイン技術コンサルタント株式会社
倉吉営業所長 小谷 光彦



北栄町災害時における公共土木施設の対策業務等に関する基本協定

北栄町（以下「甲」という。）と株式会社 ジーアイシー（以下「乙」という。）とは、地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の対策業務等の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における町民の生命、身体及び財産の安全を確保するために必要な対策業務等について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

- （1）災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害で、北栄町災害対策本部が設置された場合
- （2）その他、前号と同程度の緊急性を有するものであつて、人命及び住家に被害を及ぼし、又は日常生活に著しい支障を及ぼすおそれのあるものとして、甲が乙の協力が必要であると認めた場合

（対策工種）

第3条 この協定の対策工種は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条に規定する工種とする。

（対策業務の内容）

第4条 この協定により、甲が乙に協力を要請する対策業務等は次のとおりとする。

- （1）町道等の被災状況の調査
- （2）町道等の被害の応急対策及び災害復旧のための測量及び設計
- （3）その他、甲が災害復旧に必要と認める対策業務

（協力要請）

第5条 甲は、前条について、第2条に規定する対象災害が発生した時は、直ちに乙に対して、次の事項を明らかにした文書により乙に協力要請する。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- （1）対策業務等の内容
- （2）対策業務等を必要とする日時及び場所
- （3）対策業務等に必要な人員
- （4）現場担当職員の氏名
- （5）その他必要な事項

2 乙は、前項の協力要請があつた時は、甲に協力するものとする。

(対策業務等の実施)

第6条 乙は、対策業務等の協力要請があったときは、直ちに調査を実施するものとする。

(経費の負担)

第7条 対策業務等に要する経費は、甲が負担するものとする。

- 2 経費の算出方法については、災害時における通常の実費用を基準として、甲乙協議して定め支払うものとする。

(契約の締結)

第8条 この協定を実施するために、甲は乙に第5条及び第6条に基づき要請及び調査並びに測量・設計を行った場合は、速やかに契約を締結するものとする。

(連絡体制の構築)

第9条 乙は、甲から対策業務等の出動の依頼を受けた場合には速やかに対応できるよう、連絡網等の連絡体制を整備・周知するとともに、連絡体制図を甲へ提出するものとする。ただし、変更があったときは、その都度、甲に提出するものとする。

(損害の負担)

第10条 この協定に伴い、甲、乙、いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。

- 2 この協定に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。
- 3 この協定に伴い、明らかに甲の責に帰する原因により第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

(効力)

第11条 この協定の有効期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までとする。
ただし、甲又は乙の一方から文書をもって、解除の申し出の提出がなされない限り延長して効力を有するものとする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。



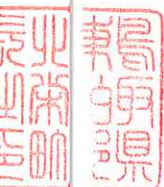
この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年 3月28日

甲 鳥取県東伯郡北栄町由良宿423番地1
北栄町長 松本 昭夫



乙 鳥取県倉吉市東巖城町125番地
株式会社 ジーアイシー
代表取締役 桜井 博幸



北栄町災害時における公共土木施設の対策業務等に関する基本協定

北栄町（以下「甲」という。）と椿コンサルタント 株式会社（以下「乙」という。）とは、地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の対策業務等の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における町民の生命、身体及び財産の安全を確保するために必要な対策業務等について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

- （1）災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害で、北栄町災害対策本部が設置された場合
- （2）その他、前号と同程度の緊急性を有するものであって、人命及び住家に被害を及ぼし、又は日常生活に著しい支障を及ぼすおそれのあるものとして、甲が乙の協力が必要であると認めた場合

（対策工種）

第3条 この協定の対策工種は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条に規定する工種とする。

（対策業務の内容）

第4条 この協定により、甲が乙に協力を要請する対策業務等は次のとおりとする。

- （1）町道等の被災状況の調査
- （2）町道等の被害の応急対策及び災害復旧のための測量及び設計
- （3）その他、甲が災害復旧に必要と認める対策業務

（協力要請）

第5条 甲は、前条について、第2条に規定する対象災害が発生した時は、直ちに乙に対して、次の事項を明らかにした文書により乙に協力要請する。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- （1）対策業務等の内容
- （2）対策業務等を必要とする日時及び場所
- （3）対策業務等に必要な人員
- （4）現場担当職員の氏名
- （5）その他必要な事項

2 乙は、前項の協力要請があった時は、甲に協力するものとする。

(対策業務等の実施)

第6条 乙は、対策業務等の協力要請があったときは、直ちに調査を実施するものとする。

(経費の負担)

第7条 対策業務等に要する経費は、甲が負担するものとする。

2 経費の算出方法については、災害時における通常の実費用を基準として、甲乙協議して定め支払うものとする。

(契約の締結)

第8条 この協定を実施するために、甲は乙に第5条及び第6条に基づき要請及び調査並びに測量・設計を行った場合は、速やかに契約を締結するものとする。

(連絡体制の構築)

第9条 乙は、甲から対策業務等の出動の依頼を受けた場合には速やかに対応できるよう、連絡網等の連絡体制を整備・周知するとともに、連絡体制図を甲へ提出するものとする。ただし、変更があったときは、その都度、甲に提出するものとする。

(損害の負担)

第10条 この協定に伴い、甲、乙、いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。

2 この協定に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。

3 この協定に伴い、明らかに甲の責に帰する原因により第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

(効力)

第11条 この協定の有効期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までとする。

ただし、甲又は乙の一方から文書をもって、解除の申し出の提出がなされない限り延長して効力を有するものとする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。



この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年 3月28日

甲 鳥取県東伯郡北栄町由良宿423番地1
北栄町長 松本 昭夫



乙 鳥取県倉吉市丸山町479-9
椿コンサルタント株式会社
代表取締役 椿 逸弘



北栄町災害時における公共土木施設の対策業務等に関する基本協定

北栄町（以下「甲」という。）と西谷技術コンサルタント 株式会社（以下「乙」という。）とは、地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の対策業務等の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における町民の生命、身体及び財産の安全を確保するために必要な対策業務等について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

- （1）災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害で、北栄町災害対策本部が設置された場合
- （2）その他、前号と同程度の緊急性を有するものであって、人命及び住家に被害を及ぼし、又は日常生活に著しい支障を及ぼすおそれのあるものとして、甲が乙の協力が必要であると認めた場合

（対策工種）

第3条 この協定の対策工種は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条に規定する工種とする。

（対策業務の内容）

第4条 この協定により、甲が乙に協力を要請する対策業務等は次のとおりとする。

- （1）町道等の被災状況の調査
- （2）町道等の被害の応急対策及び災害復旧のための測量及び設計
- （3）その他、甲が災害復旧に必要と認める対策業務

（協力要請）

第5条 甲は、前条について、第2条に規定する対象災害が発生した時は、直ちに乙に対して、次の事項を明らかにした文書により乙に協力要請する。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- （1）対策業務等の内容
- （2）対策業務等を必要とする日時及び場所
- （3）対策業務等に必要な人員
- （4）現場担当職員の氏名
- （5）その他必要な事項

2 乙は、前項の協力要請があった時は、甲に協力するものとする。

(対策業務等の実施)

第6条 乙は、対策業務等の協力要請があったときは、直ちに調査を実施するものとする。

(経費の負担)

第7条 対策業務等に要する経費は、甲が負担するものとする。

- 2 経費の算出方法については、災害時における通常の実費用を基準として、甲乙協議して定め支払うものとする。

(契約の締結)

第8条 この協定を実施するために、甲は乙に第5条及び第6条に基づき要請及び調査並びに測量・設計を行った場合は、速やかに契約を締結するものとする。

(連絡体制の構築)

第9条 乙は、甲から対策業務等の出動の依頼を受けた場合には速やかに対応できるよう、連絡網等の連絡体制を整備・周知するとともに、連絡体制図を甲へ提出するものとする。ただし、変更があったときは、その都度、甲に提出するものとする。

(損害の負担)

第10条 この協定に伴い、甲、乙、いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。

- 2 この協定に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。
- 3 この協定に伴い、明らかに甲の責に帰する原因により第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

(効力)

第11条 この協定の有効期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までとする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。



この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年 3月28日

甲 鳥取県東伯郡北栄町由良宿423番地1
北栄町長 松本 昭夫



乙 鳥取県倉吉市八屋354番地1
西谷技術コンサルタント 株式会社
代表取締役社長 山本 賢一郎



北栄町災害時における公共土木施設の対策業務等に関する基本協定

北栄町（以下「甲」という。）と株式会社 ヨナゴ技研コンサルタント（以下「乙」という。）とは、地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の対策業務等の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における町民の生命、身体及び財産の安全を確保するために必要な対策業務等について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

- （1）災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害で、北栄町災害対策本部が設置された場合
- （2）その他、前号と同程度の緊急性を有するものであって、人命及び住家に被害を及ぼし、又は日常生活に著しい支障を及ぼすおそれのあるものとして、甲が乙の協力が必要であると認めた場合

（対策工種）

第3条 この協定の対策工種は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条に規定する工種とする。

（対策業務の内容）

第4条 この協定により、甲が乙に協力を要請する対策業務等は次のとおりとする。

- （1）町道等の被災状況の調査
- （2）町道等の被害の応急対策及び災害復旧のための測量及び設計
- （3）その他、甲が災害復旧に必要と認める対策業務

（協力要請）

第5条 甲は、前条について、第2条に規定する対象災害が発生した時は、直ちに乙に対して、次の事項を明らかにした文書により乙に協力要請する。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- （1）対策業務等の内容
- （2）対策業務等を必要とする日時及び場所
- （3）対策業務等に必要な人員
- （4）現場担当職員の氏名
- （5）その他必要な事項

2 乙は、前項の協力要請があった時は、甲に協力するものとする。

(対策業務等の実施)

第6条 乙は、対策業務等の協力要請があったときは、直ちに調査を実施するものとする。

(経費の負担)

第7条 対策業務等に要する経費は、甲が負担するものとする。

- 2 経費の算出方法については、災害時における通常の実費用を基準として、甲乙協議して定め支払うものとする。

(契約の締結)

第8条 この協定を実施するために、甲は乙に第5条及び第6条に基づき要請及び調査並びに測量・設計を行った場合は、速やかに契約を締結するものとする。

(連絡体制の構築)

第9条 乙は、甲から対策業務等の出動の依頼を受けた場合には速やかに対応できるよう、連絡網等の連絡体制を整備・周知するとともに、連絡体制図を甲へ提出するものとする。ただし、変更があったときは、その都度、甲に提出するものとする。

(損害の負担)

第10条 この協定に伴い、甲、乙、いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。

- 2 この協定に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。
- 3 この協定に伴い、明らかに甲の責に帰する原因により第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

(効力)

第11条 この協定の有効期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までとする。
ただし、甲又は乙の一方から文書をもって、解除の申し出の提出がなされない限り延長して効力を有するものとする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

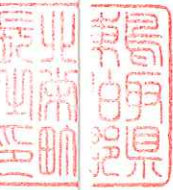
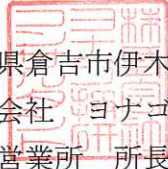
この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年 3月28日

甲 鳥取県東伯郡北栄町由良宿423番地1
北栄町長 松本 昭夫



乙 鳥取県倉吉市伊木282-2
株式会社 ヨナゴ技研コンサルタント
倉吉営業所 所長 福田 美徳



北栄町災害時における公共土木施設の対策業務等に関する基本協定

北栄町（以下「甲」という。）と株式会社アスコ（以下「乙」という。）とは、地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の対策業務等の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における町民の生命、身体及び財産の安全を確保するために必要な対策業務等について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

- （1）災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害で、北栄町災害対策本部が設置された場合
- （2）その他、前号と同程度の緊急性を有するものであって、人命及び住家に被害を及ぼし、又は日常生活に著しい支障を及ぼすおそれのあるものとして、甲が乙の協力が必要であると認めた場合

（対策工種）

第3条 この協定の対策工種は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条に規定する工種とする。

（対策業務の内容）

第4条 この協定により、甲が乙に協力を要請する対策業務等は次のとおりとする。

- （1）町道等の被災状況の調査
- （2）町道等の被害の応急対策及び災害復旧のための測量及び設計
- （3）その他、甲が災害復旧に必要と認める対策業務

（協力要請）

第5条 甲は、前条について、第2条に規定する対象災害が発生した時は、直ちに乙に対して、次の事項を明らかにした文書により乙に協力要請する。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- （1）対策業務等の内容
- （2）対策業務等を必要とする日時及び場所
- （3）対策業務等に必要な人員
- （4）現場担当職員の氏名
- （5）その他必要な事項

2 乙は、前項の協力要請があった時は、甲に協力するものとする。

(対策業務等の実施)

第6条 乙は、対策業務等の協力要請があったときは、直ちに調査を実施するものとする。

(経費の負担)

第7条 対策業務等に要する経費は、甲が負担するものとする。

- 2 経費の算出方法については、災害時における通常の実費用を基準として、甲乙協議して定め支払うものとする。

(契約の締結)

第8条 この協定を実施するために、甲は乙に第5条及び第6条に基づき要請及び調査並びに測量・設計を行った場合は、速やかに契約を締結するものとする。

(連絡体制の構築)

第9条 乙は、甲から対策業務等の出動の依頼を受けた場合には速やかに対応できるよう、連絡網等の連絡体制を整備・周知するとともに、連絡体制図を甲へ提出するものとする。ただし、変更があったときは、その都度、甲に提出するものとする。

(損害の負担)

第10条 この協定に伴い、甲、乙、いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。

- 2 この協定に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。
- 3 この協定に伴い、明らかに甲の責に帰する原因により第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

(効力)

第11条 この協定の有効期間は、令和5年5月10日から令和6年3月31日までとする。
ただし、甲又は乙の一方から文書をもって、解除の申し出の提出がなされない限り延長して効力を有するものとする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和5年5月10日

甲 鳥取県東伯郡北栄町由良宿423番地1
北栄町長 手嶋 俊樹



乙 鳥取県鳥取市千代水二丁目121番地2
株式会社 アスコ
代表取締役 小林 正基

